

周南市が調達・賃借する物品に係る入札結果等又は契約結果の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が発注する物品の製造の請負（以下「物品製造請負」という。）、物品の買入れ（以下「物品購入」という。）及び物品の借入れ（以下「物品賃借」という。）の入札結果等又は随意契約（周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号。以下「規則」という。）第41条の2の手続によるものは除く。）によったものについてはその契約結果の公表に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲及び内容)

第2条 公表の対象とする物品製造請負契約は、その予定価格が200万円を超えるものとする。ただし、単価契約によるものについては、当該単価に契約の対象となる予定数量を乗じた額が200万円を超えるものとする。

2 公表の対象とする物品購入契約は、その予定価格が150万円を超えるものとする。ただし、単価契約によるものについては、当該単価に契約の対象となる予定数量を乗じた額が150万円を超えるものとする。

3 公表の対象とする物品賃借契約は、その予定価格が80万円を超えるものとする。ただし、単価契約によるものについては、当該単価に契約の対象となる予定数量を乗じた額が80万円を超えるものとする。

4 公表の内容は、次のとおりとする。ただし、入札に付した結果として不調になった場合は、不調になった旨のみ公表するものとする。なお、入札に付した結果として随意契約を締結することとなった場合においては、第2号の公表内容に第1号の公表内容を添付するものとする。

(1) 入札に付したもの

ア 入札経緯及び入札結果

イ 予定価格（単価契約の場合は予定数量を含む。）

(2) 随意契約によったもの

ア 契約の相手方及び契約金額

イ 予定価格（単価契約の場合は予定数量を含む。）

ウ 随意契約の理由

（公表の方法、時期及び場所）

第3条 公表は閲覧方式とする。

2 契約主管課長は、次条に掲げる閲覧に供する文書（以下「閲覧文書」という。）を契約締結後遅滞なく作成し、入札監理担当課長に提出するものとする。ただし、規則の規定により、財政担当部長が入札事務手続をした場合の前条第3項第1号に係る閲覧文書は、入札監理担当課長が作成する。

3 公表は、次により行うものとする。

（1）入札に付したものについては、落札者を決定した後速やかに行う。

（2）随意契約によることとしたものについては、契約締結後速やかに行う。

4 閲覧場所は、情報公開総合窓口とする。

5 入札監理担当課長は、閲覧場所に閲覧文書と閲覧簿（別記第1号様式）を備付け、関係書類の適正な管理を行う。

6 閲覧場所には、閲覧についての注意事項を表示する。

7 前条第3項第1号に掲げる内容については、第4項に規定する場所のほか、周南市ホームページに登載する。

（閲覧文書）

第4条 閲覧文書は、次のとおりとする。

（1）物品製造請負・物品購入・物品賃借で入札に付したものについては、執行結果調書

（2）物品製造請負・物品購入・物品賃借で随意契約によったものについては、物品調達等の随意契約結果表（別記第2号様式）

（閲覧期間）

第5条 閲覧期間は、公表後1箇年間とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の周南市が調達する物品に係る入札結果等又は契約結果の公表に関する事務取扱要領第3条の規定は、この要領の施行日以降に入札に付したもののについて適用し、同日前に入札に付したもののについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 閱覽簿

[illegible]

物品調達等の随意契約結果表

|           |                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日                                                         |
| 契約主管課名    |                                                               |
| 件 名       |                                                               |
| 予 定 価 格   | 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）<br>（単価契約による場合の予定数量 ）                      |
| 契約の相手方    |                                                               |
| 契 約 金 額   | 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）                                           |
| 随意契約の理由   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号による。<br>(注)第8号又は第9号該当の場合は、入札経緯及び入札結果表を添付 |
| 備 考       |                                                               |